

令和3年度自己点検・評価について

—経営・管理・財務・内部質保証関係報告書—

「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」と学校教育法第109条第1項に定められている。。

本学では、東日本国際大医学自己点検・評価委員会規程第4条にある「本学における教育・研究水準の向上を図り、社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う」に基づき、定例の委員会活動を通じて自己点検・評価作業を進めてきた。

令和3年度には、平成29年度に受審した認証評価の結果を踏まえつつ、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を参考に経営・管理・財務・内部質保証分野に焦点をあてた検討作業を進めた。以下がその報告書にあたる。

※ なお JIHEE の基準を参考としたが、本年度内で扱った基準に沿った番号付与を行ってゐる。

令和4年 3月 30日

東日本国際大学自己点検・評価委員会

基準1. 経営・管理と財務

1-1. 経営の規律と誠実性

1-1-① 経営の規律と誠実性の維持

1-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

1-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 1-1の自己判定

基準項目1-1を満たしている。

(2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者である学校法人昌平覺は、「学校法人昌平覺寄附行為」において、教育基本法及び学校教育法を遵守し、堅実に運営している。また、経営の規律と誠実性の向上のため、「学校法人昌平覺監事監査規程」、「学校法人昌平覺内部監査規程」に基づき、定期的に監査を実施しており、法令や諸規程に従い、適正に業務が遂行されているかを確認している。さらに、組織体制に関する「学校法人昌平覺事務組織規程」、就業に関する「学校法人昌平覺就業規則」及び「学校法人昌平覺就業規則教員特則」、組織倫理に関する「学校法人昌平覺個人情報保護規程」、「学校法人昌平覺公益通報に関する規程」、「東日本国際大学研究倫理規程」等の規程を整備し、学内ホームページに掲載するなど、教職員が常に閲覧できるよう法令等の遵守に努めている。こうした種々の取組により、総合的に見て運営が適切になされている。

1-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

法人は、理事会を最高意思決定機関として位置付け、その諮問機関として評議員会を設置し、定期的に開催している。その中で「寄附行為」第3条に定める法人の目的実現のため、毎年度、具体的な事業計画を策定し、当該年度後に事業報告を行い確実に遂行しているか確認している。また、常勤理事で構成される常任理事会は、理事会が開催されない月に開催（令和2年度7回）され、理事会の包括的授権に基づき、法人の日常業務などの進捗確認や改善に取り組んでいる。

理事会の下に法人組織の法人事務局、教学組織の大学事務局を置き、法人組織の管理運営と、教育面での管理運営の密接な連携を図っている。なお、教学部門においては、大学協議会及び教授会が原則として月1回開催されている。

また法人内の各教育機関等が連携を深められるように、年2回の法人全体での研修会を実施しており、FD・SDに関連した研修が行われ、各機関のあいだの連携も深められるようになっている。

1-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への配慮については、省エネルギー対策として、空調機器の適切な温度管理（夏季28℃・冬季20℃）や効率稼働のための定期清掃・保守点検の実施、高効率空調機器への入替え、照明器具のLED化、低燃費車の導入、教職員による節電節水、再生可能エネルギーの導入を検討するなど、ハード面からソフト面までSDGsに取り組んでいる。

人権については、「学校法人昌平覺ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、教職員への意識の啓発を行い、ハラスメント防止対策委員会を設け対応している。また、学生相談室を設け、学生や教職員の健康・心の悩み等の様々なメンタルヘルスについて、気軽に相談できる環境を整えている。個人情報については、学校法人昌平覺個人情報保護方針により、各部署等において、個人情報が含まれる書類やデータの保管・取扱い、漏洩防止を徹底している。

安全への配慮については、防火設備等の定期点検及び消防訓練の実施により、不測の事態に迅速に対処できるよう取り組んでいる。また、全授業終了後は、職員が巡回して安全を確認するとともに施錠管理をしており、夜間は機械警備で対応し、防犯カメラも整備し常時監視している。学生に対しては、「学生便覧」に諸団体からの勧誘、インターネットトラブル、悪質商法などについて記載し、注意喚起している。その他、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、月1回、理事長及び各機関長、関係教職員による拡大幹事会を開催し、現状を把握し予防対策等を策定し、全教職員及び学生への周知徹底を図っている。

更に発生する諸般の事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、「学校法人昌平覺危機管理規程」を制定している。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

地域に向けて法人の状況をさらに積極的に発信し、地域社会から信頼される学校法人となることが求められている。そのためには、法人経営の規律と誠実性について、ステークホルダーのみならず、地域社会や国民の一層の理解を得る必要がある。

また、東日本大震災の際の危機対応を改めて検証しつつ、引き続き、環境保全・人権・安全への配慮を怠ることなく、情報開示の拡充などに留意し、社会の要請に応え、信頼される教育機関を目指していく。

想定されなかった新型コロナウイルスの感染拡大に対する危機対応に対しては、理事長の指示のもとに迅速に対応できる体制づくりを促進した。新型コロナ感染症対策拡大幹事会を定期的に開催し、危機管理面からの対策を一層充実させていくことが課題である。

令和2年度に制定したガバナンスコードに基づき、引き続き法人運営体制の改善、改

革を進めていく。

1-2. 理事会の機能

1-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2. 理事会の機能

1-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本法人の最高意思決定機関である「理事会」は、学校法人昌平覺寄附行為第13条に規定しており、諮問機関として「評議員会」を設けている。

令和2年度は、理事会を4回、評議員会を2回開催し、予算及び決算、事業計画及び事業報告、理事・評議員の選任、諸規程の制定・改定、その他重要事項に関する審議・決定を行っている。理事会における出席状況は、実出席率90%であり、欠席理事については、議案に対する委任及び賛否の意思表示を求めている。理事の選任においては、寄附行為第7条により、理事は10人以上12人以内を置くこととしており、令和2年度の理事総数は、当初10人であったが、1人の辞任、2人の就任があり、理事総数は11人となり、私立学校法38条及び寄附行為に基づき適切に選任されている。また、法人運営に多様な意見を取り入れ、経営機能の強化を図る上で、非常勤理事4名（うち外部理事3名）を選任していることと、さらに法人運営を機動的かつ安定的に行えるよう、理事定数を「10人以上12人以内」から「10人以上13人以内」、評議員定数を「22人以上26人以内」から「22人以上30人以内」に定数を拡充するため、寄附行為変更の認可申請中である。

本法人の機能性については、寄附行為17条において、代表権は理事長のみとし、権限と責任を明確にしている。また、寄附行為14条では、評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定は理事会において指名した理事に委任することができる」と規定しており、理事の職務分担を明確にしている。さらに理事会業務委任規則で、理事会の職務権限の委任についても規定しており、業務の円滑な運営を図っている。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

私立学校法の改正に伴う寄附行為の変更として、理事会とは別に法人の円滑な管理運営を図るための機関を設置し、より迅速な意思決定を行うことで、社会ニーズや課題解決に向け適切に対応していく。

1-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

1-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

1-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

1-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

1-1で述べた通り、法人側と大学側の意思疎通及び連携を密にすることを目的として「法人・大学連絡調整会議」を設け、理事長の下に内部統制を図っている。

理事長及び職員の各所属長で構成される「新・部局長会」を月1回開催し、各部署との情報共有や提案事項などに対する理事長決裁を迅速かつ円滑に対応できるよう運営している。教員においては、学長・副学長・学部長・学科長・別科長・大学事務局長・各部長などで構成される「大学協議会」を月1回開催し、その中で諮られた提案事項などは、法人・大学連絡調整会議で検討され、教学部門の提案が十分に反映される体制を構築している。

また、理事・評議員には幹部教職員がバランスよく選任されていることから、幹部教職員を通して、理事会・評議員会で審議・報告がなされ、かつ法人の意思決定が大学に伝達できる体制となっている。

1-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人の理事会及び常任理事会には、本学から学長、評議員会には副学長・学部長・大学事務局長が構成員となり、教学部門の意思を的確に述べている。また、主に教員で構成される大学の各種委員会には、事務局から担当部課長が配置され、教職協働体制を構築しており、教授会、大学協議会の議を経ることで、相互の連携やチェック機能を果たしている。

監事の選任は、寄附行為第9条第1項により、理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て理事長が選任しており、その職務は寄附行為第9条第3項に基づき、適切に職務を遂行している。監事は、「学校法人昌平覺監事監査規程」により、監査計画書を作成して監査を実施し、また、理事会及び評議員会に毎回出席し、法人の業務状況及び財務状況などを把握し毎会計年度に監査報告書を作成し、理事会及び評議員に報告している。

評議員の選任は、寄附行為第20条により、22人以上26人以内を置くこととしており、令和2年度の評議員総数は24人であり、私立学校法第41条「評議員会は、理

事の定数の2倍をこえる数の評議員をもって組織する。」に基づき適切に選任されている。

評議員の出席状況は、実出席率94%であり、欠席評議員については、議案に対する委任及び賛否の意思表示を求めている。毎年度の予算及び事業計画については、評議員会にあらかじめ意見を求めたうえで審議・決定しており、決算及び事業報告は、理事会開催後、評議員会に報告し、意見を求めるなど適切な運営がなされている。

(3) 1-3の改善・向上方策（将来計画）

重要事項に迅速に対応できるようにするために、理事長をはじめ学校運営に携わる法人職員と大学の教職員がコミュニケーションを図れる環境をより一層整備することが必要である。教職員が規程や法令に習熟し、経営にも主体的に関心をもつことで、ボトムアップの促進を図っていく。また、理事長のリーダーシップを支えるために、内部監査の充実を図っていく。

1-4. 財務基盤と収支

1-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

1-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 1-4の自己判定

基準項目1-4を満たしている。

(2) 1-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学は中長期計画を本学発展のためのロードマップとして捉え、次の3つの役割を果たすことを目的として策定している。

1) 一つ目は「収入と支出の安定」。

将来に渡って存続し続けるためには強固な経営基盤が必要である。

2) 二つ目は業績を安定させるために、過去の経験と勘からの脱却。

変化の激しい時代、技術革新やイノベーションが頻繁に起こる時代を乗り切るには、しっかりとした計画と経営能力、リーダーシップが求められる。

3) 三つ目は予想外の事態への対応。

今だけに目を向けていると、環境の変化の予兆（シグナル）に気が付かないこともある。また、予想外の事態が発生したときにヒト・モノ・カネなどの経営資源を割けず、対応の遅れが出てしまう。

具体的には、平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災による太平洋沿岸地域に位置する東北3県を襲った大津波と東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏れを引き起こした爆発事故及びその後の風評被害という未曾有の大災害に直面したた

めに、学生数を大幅に減少することになってしまった。さらに、被災した校舎の建替え、校舎、校地の復旧改修工事が一時的に重なったこともあり、借入金の増加に伴い財務状況の悪化を引き起こすこととなってしまった。

この東日本大震災により悪化した経営基盤の回復を図るために、平成24（2012）年度に経営改善計画（平成24（2012）年度～平成28（2016）年度）策定して、教育力のレベルアップ、就職率の向上、地域との連携強化、教職員が一丸となった学生募集活動、教育活動全般の積極的な情報発信、経費の削減・効率化等の取組みにより、一旦は大幅に減少した新入生の数は徐々に回復基調となり、平成30年にはV字的な回復力を示して、遂に定員オーバーの目標を達成することができた。

また、収入増を図るために、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団の補助金や科学研究費補助金等の外部資金獲得にも積極的に取組み、数々の実績を挙げている。本学における令和2（2020）年の補助金比率は34.0%と全国平均（12.2%：日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」発表）と比較して極めて高い数字となっている。

本学は、2023年には創立120周年を迎える。周年事業の達成のために地域社会、卒業生からの寄附金を募ることを主体として取り組む方針であるが、新たな策で、継続的な取組みとして、高齢者の財産贈与を媒介としたファンド・レイジングについて地域の金融機関との連携を図っている。

1-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

財務体質の強化のためには、諸事業の計画・実行・評価・改善（PDCA）サイクルを確立し、これを財政政策とその遂行に反映させていく必要がある。このことにより、各事業における「選択と集中」を図り、実施事業の優先順位の明確化と規律ある財政運営が行なわれ、本学の財務体質の強化が図られていく。

令和2（2020）年度の法人全体の事業活動収支計算書では、事業活動合計は25億6,484万円となり、令和元（2019）年度より1億6,459千円増加している。

事業活動収入合計としての増加の要因として新入生の増加による学生生徒等納付金収入、特別補助金等の国庫補助金収入が増加したことで事業活動収入が増えており、収入構造は改善されてきている。

事業活動支出合計は、23億5,256円で、令和元（2019）年度より8,320千円増加となっている。支出が増えた要因は、文部科学省の新規の補助金採択による支出増と退職給与引当金繰入額が増加したことによる。

令和2（2020）年度の事業活動収入合計から事業活動支出合計を差し引いた基本金組入前当年度収支差額は、2億1,227万円の収入超過となっている。経常収支差額比率は7.9%となり、日本私立学校振興・共済事業団の示した経営健全指標のA3に該当し、安定した財務基盤にあることを証している。

これは、財政基盤の安定のために収入を増加させることとして補助金等の外部資金を増やすために文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団の特別補助金の申請を組織的に連携して取り組んで採択されていることや科学研究費補助金申請を教員に働きかけて積極的に獲得に取り組んでいることによる。

平成2年度の国庫補助金では、デジタル活用教育高度化事業補助として91,351千円が新たに採択を受けている。

さらに、令和2（2020）年度の科学研究費補助金は、採択件数9件、9,763千円の交付となっている。

(3) 1-4の改善・向上方策（将来計画）

令和2（2020）年度においても収支のバランスは図られているが、福島県の特殊事情として東日本大震災を起因とする東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故による風評被害がある。この影響により、福島県内の若年層が福島県外へ流出が今なお続いていることや、県外の学生の中には原発事故の風評被害により福島県内の大学への入学をためらう状況が現在も続いている。今後も、関係省庁や県内の大学・短大等と協力しながら福島県の安全性のPRに努め、原発事故による風評を払拭する取り組みを積極的に推進していく。

また、安定した財政基盤確立のためには新入生の定員確保及び学生の中退防止が肝要となる。新入生の定員確保の方策として、附属高校（全日制及び通信制）との連携、地域社会との連携、高大連携等の強化を図りながら、教育及び部活等の環境の向上に努めなければならない。中退防止の方策としては、学生の課外活動活性化、奨学金制度の案内、学生相談室等との連携強化、入学前教育、ゼミなどを通して、学生の多様な中退要因に対応していかなければならない。

こうした各種施策については、特定の部署等が対応するのではなく、法人の全教職員が一丸となって取り組むことが重要である。

1-5. 会計

1-5-① 会計処理の適正な実施

1-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 1-5の自己判定

基準項目1-5を満たしている。

(2) 1-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-5-① 会計処理の適正な実施

本学は、「学校法人会計基準」、「学校法人昌平覺経理規程」、学校法人昌平覺経理規程細則」、学校法人昌平覺固定資産及び物品管理規定」等の諸規定に基づいて、会計

処理は適正に行っている。

学内の会計処理で判断するに難しい疑問点、質問等が生じた場合は、日本私立学校振興・共済事業団、本学の公認会計士に確認するなどして、随時適切な対応をしている。

また、税務の諸問題についても顧問税理士の助言を得て適切に会計処理している。

予算については、例年10月に予算方針により、予算単位（大学、短大、中学・高校、幼稚園、法人本部）ごとに予算原案を作成して財務部長に提出し、理事長が総合的に調整して予算案を編成して、2月末までにあらかじめ評議委員会の意見を聞いた後に、理事会において審議決定している。

また、12月以降予算と著しく乖離が想定される決算額の勘定科目については、その要因を確認して補正予算案を策定し、2月に開催される評議員会の意見を聞いて理事会において審議決定している。

1-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、公認会計士による監査及び監事による監査が行われている。公認会計士による監査は当年度の11月、2月、次年度の4月、5月に実施され、年間11日間行われている。公認会計士の監査時は指導及び助言を受け、指摘事項等については速やかに解決している。

監事は、学校法人昌平覺寄付行為第9条1項の規定により現員2人（外部非常勤）が選任されている。その業務は、「学校法人昌平覺寄付行為」及び「学校法人昌平覺監事監査規程」により定められている。

さらに監事は、毎回理事会、評議委員会に出席し、学校法人昌平覺の経営状況や業務課題について把握するとともに、本学の業務執行内容等について適宜意見を述べている。

監事は、当年度の11月、2月、次年度の5月に行われる公認会計士の会計監査時に同席して財務関係の計算書類等の会計書類の確認を行いながら、公認会計士との意見交換を行っている。

また、監査の基本方針による業務監査及び会計監査の監査項目を定めた監事監査計画書に基づいて、月1回来学し、タイムリーな課題への取組みと解決についての状況の把握に努めるために財務部、総務部、教務部、学生部、国際部等の事務部門において業務監査及び会計監査を実施し、執行体制・業務内容等について検証を行っている。

監事は、毎月行っている業務監査及び会計監査の結果を取りまとめて、年度終了後の5月に理事長に報告書を提出しているとともに、決算についての監査結果について理事会、評議員会に報告し、承認を受けている。

(3) 1-5の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計基準、学校法人昌平覺経理規程、学校法人昌平覺経理規程細則、学校法人昌平覺固定資産及び物品管理規程等、関連する諸規程に基づいて、会計処理の効率化、

職員の質の向上を図りながら適正な会計処理に取り組んでいく必要がある。

また、平成27(2015)年度から学校法人会計基準が一部改定され、会計処理や計算書類の作成が変更されたことを受けて、関係法令を遵守しながら新基準に基づいた会計実務の向上を図っていく。

[基準1の自己評価]

本学の建学の精神、教育目標を具現化させるために、法令や諸規則を遵守した法人運営を心掛けた努力が着実になされてきた。作成された中期目標の実現に向けての教育環境の整備を促進し、教育の質向上等につき継続した実践がなされている。また、理事会、常任理事会はそれぞれの役割を果たし、理事長をはじめとしたリーダーシップのもとに各役員が良好なコミュニケーションを保ち、法人、大学関係者が一体となって大学の発展に努めている。さらに、財務運営に関しては収支の改善を継続的に進め、安定的な財務基盤を確立、維持している。このように本学は社会的責務を担う大学法人としての運営を適正に進めている。

基準2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、学校教育法第109条の定めるところにより、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について行う自己点検・評価に関する必要な事項を定め、自己点検評価を定期的に行っている。

一連の自己点検・評価を踏まえ、それを取りまとめた結果は平成22(2010)年度に「日本高等教育評価機構」による認証評価（第三者評価）に付された。その評価結果を承けて、その翌年の未曾有の災禍から復興を目指す繁忙な時期のなか、改善を求められた事項のみならず、自主的に改善を要すると判断した事項についても自律的な改善に努め、その結果は再評価においても一定の評価を得た。続いて平成29(2017)年度にも、「日本高等教育評価機構」による認証評価（第三者評価）に付され、指摘された内容について丁寧に対応してきた。内部質保証を含む本学の教育研究活動及び管理運営の自主的な点検・評価の組織として重要な「自己評価委員会」は学長を委員長とする本学の「自己

点検・評価委員会」を設け、各種委員会と連携を図って点検評価を行い、各年度において報告書としてとりまとめ、理事長に提出する仕組みになっている。法人が各部門で展開するさまざまな活動の推進や作業を「本年度の課題」、「取組の結果と点検・評価」、「次年度への課題」として把握して、報告書に取りまとめることとしている。

また、学校教育法第109条の定めるところにより、自己点検・評価結果の妥当性と客観性を高めることを目的に、また教育研究に関し広く学外の学識経験者から助言を得るために、外部評価委員会を設置している。3つ（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）のポリシーが具体的にどのように実現されているかについて、その妥当性と有効性などについての検証を依頼しているなど、その誠実性の担保を維持している。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

今後も、本学の使命や目的に照らした自主的で自律的な自己点検・評価を継続的かつ周期的に行い、その結果を広く社会に公表することによって、教育・研究を着実に改善・向上させていく。「自己点検評価委員会」を中心に、内部質保証を確実なものとし、中期計画ならびに年度計画の達成や課題等を検証する自己点検評価を展開する。

またこの過程で課題に対する改善方策を教職員が共有できるように努め、PDCAを適切に展開していく。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自己点検評価委員会を中心に自主的・自律的な点検・評価を行なっている。自己点検・評価の「対象」「主体」「手続き」において、データの収集と分析を徹底し「エビデンス」に基づいた透明性の高い自己点検・評価を実施している。

認証評価の受審の際に提出した自己点検・評価の根拠として、基準ないしは視点ごとに「エビデンス」を整理し、その基準や視点の要求に合致しているかどうかについて精査したうえで「エビデンス集」を作成している。この「エビデンス集」には常に最新の

データが蓄積されるようになっている。さらに、「エビデンス集」に掲載されている内容は、認証評価を受けた際に「評価結果」が発表された時点で同時に公開されることになっており、その意味で信頼性と透明性が担保されている。学内では、「全学FD・SD研修会」を開催し、学長ならびに各学部長が、前年度の自己点検・評価の結果に基づいて、当該年度の教育研究活動の方針を全教職員に伝え、現状認識の学内共有を図っている。また、これまでの自己点検・自己評価報告書などは、印刷物やホームページ上でも随時公開してきているなど、自己点検・評価の結果は、学内で共有し、社会へ公表している。

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

整備している

平成28(2016)年度に設置されたIR室を中心としてIR活動を展開し、その活動を定着させることで、より質の高い自己点検評価活動を展開している。IR活動は大学の現状把握ならびに将来設計のために欠かせないものであり、各種データの収集と分析を行う組織としてますますその重要性が認識されている。これまで本学では、事務局（学生・教務部）を中心に、毎年度、学生の成績や出席状況の管理はもとより、学生数、退学・休学者数、就職者数、進学者数などの各種データを収集・整理しており、教職員によるその共有に努めてきた。これらのデータは、本学の教育や運営に利用しているほか、適正な自己点検・評価を行うための基礎として重要であるが、さらに学生生活の実態を教学ならびに生活面から分析的に把握していくことが必要であり、引き続き必要な意識調査を実施していく。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

エビデンスに基づいた自己点検評価を推進し、IR室を中心として点検評価活動を推進していく。データの収集、分析、対策の立案などPDCA活動を定着させることで、より質の高い自己点検評価活動に結びつけていく。全教職員が自己点検評価活動を推進し、学生や保護者はもとより、大学関係者、さらには社会への説明責任を十分果たしていく。

なお、公表においては、より本学の「優れている点」と「改善を要する点」、さらには「改善された点」などを明確にし、本学の長所と課題が明瞭となるような工夫を行っていく。

2-3. 内部質保証の機能性

2-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

本学における自己点検評価活動は、「評価」と「改善」を連動して進めるのに不可欠とも言えるPDCAサイクルをまわす中心的役割を担う活動として捉えている。平成23(2011)年度に設置された「自己点検・評価委員会」が主にその掌に当たっている。

その当初の活動は主として認証評価への対応であったが、それが一段落してから、大学独自の教育改善への取り組みが現実化してきた。そして、現在では、単年度でPDCAのサイクルが完結して次年度にスパイラルに継承されていく取り組み、それに複数年度で一応の完結が見込まれていて現在その途上にある取り組みが進行している。PDCAサイクルが教育面での自己点検評価にアクティブに機能している主な実例を、それぞれの場合における「エビデンス」として挙げておく。

① 授業アンケート

まず、単年度の場合の例としての「授業改善アンケート」について。「アンケート」の集計結果は各教員に提示され、学期中に実施の「授業訪問」の際の他教員からの指摘など(C)を踏まえた自主的な授業改善が行われている(A)。アンケートの方式や方法については適宜改良が加えられている。

② 複数年度にわたる事例としてのeラーニングについて。

本学のエクステンションセンターでは、資格取得とスキルアップを目指してeラーニング講座を開講している。計画(P)や試行の段階(D)から問題点をチェックして(C)本格的な運用(A)をスタートさせている。

③ 同じ複数年度にわたる事例

「文部科学省の平成28(2016)年度教育再生加速プログラム」(AP)の「卒業時における質保証の取組の強化」について。昨年、採択されたことにより、計画(P)の段階から、すでに一部は実行(D)の過程に入っている。そのねらいとするところは、以下の通りである。

(1) 学生の能力を育てる課程を体系的に組織する、(2) 大学に入学してから卒業までにどれだけの力を身につけたかを客観的に評価する仕組みを構築する、(3) そうした成果を客観的に示す手法を開発する。

④ 副専攻制度の実施

⑤ 入試制度の改善

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

内部評価を通して教育改善の組織的な取り組みのためにはPDCAのサイクルを意識して、合理的に活動を展開しなくてはならない。そのために、第三のチェックの段階が効

果的に機能するように、例えば上記①の「授業評価アンケート」の場合も、問題点や課題の共有化を図るための方法や仕組みを継続的に考案し、より適切なものにしていく。

[基準2の自己評価]

本学では「自己点検評価委員会」が内部質保証の組織として、中心的な役割を果たしている。日常的な集められる情報はもとより、IR室が収集し、分析したデータを基に、教育目標がどのように具現化しているかを確認していく。これまでその作業を自主的・自律的な自己点検評価作業として円滑に実施し、PDCAサイクルを展開させることに努めてきた。また、外部評価委員による評価を含め、FD/SD研修会を通じて、全学的に教学改革の課題を共通認識し、進むべき方向性を共通理解することは重要であり、その力が教職協働の場で基礎力となって展開していく。このように本学は内部質保証にかかわる組織体制を整備し、その充実を具体的に図っている。

令和3年度自己点検・評価作業を終えて

本年度は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を参考に経営・管理・財務・内部質保証分野に焦点をあてた検討作業を進めた。

本学は法令や諸規則を遵守した運営を心掛けた努力が着実になされてきた。結果として、本学の建学の精神、教育目標の具現化につながっている。また、中期目に基づき教育環境の整備を促進し、教育の質向上等に努めてきた。

理事長のリーダーシップのもとに理事会の役割を果たし、各役員、法人、大学関係者が一体となって大学の発展に努めている。また、財務運営は収支の改善を継続的に進め、安定的な財務基盤を確立、維持し、社会的責務を担う大学法人としての運営を適正に進めている。

内部質保証については、「自己点検評価委員会」が中心となって作業を進めた。その作業過程で、IR室の機能をさらに充実させる必要があることが明らかになった。そのための人的配置や組織だった対応を継続的に進めることが課題であり、PDCAを進めるうえでIR室の機能強化がますます重要になってきたことを確認した。